

規 則

「千曲市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第18号

千曲市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の認可及び同条第7項に規定する乳児等通園支援事業の休止及び廃止の承認等について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に、当該申請が千曲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第36号。以下「条例」という。）で定める要件に適合していることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(認可等の通知)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認可する場合にあっては乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）により、認可しない場合にあっては乳児等通園支援事業認可不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(廃止又は休止)

第4条 法第34条の15第7項の承認を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し、地域の保育の実情を勘案し、承認する場合にあっては乳児等通園支援事業認可廃止（休止）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(認可内容の変更)

第5条 省令第36条の36第3項及び第4項の規定による届出は、乳児等通園支援事業認可変更届出書（様式第6号）により行うものとする。

(認可の取消し等の場合の通知)

第6条 市長は、法第34条の17第4項の規定による乳児等通園支援事業の制限若しくは停止又は法第58条第2項の規定による認可の取消しを決定したときは、乳児等通園支援事業認可取消等決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

乳児等通園支援事業認可申請書 兼 特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の 主たる事業所の 所在地	〒 -			
	電 話：			
	メー ル：			
設置者・事業者 の代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

第 号
年 月 日

（申請者） 様

千曲市長

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、児童福祉法第34条の15第5項の規定により、次のとおり認可します。

記

1. 事業所の名称

2. 事業所の所在地

3. 乳児等通園支援事業の区分

一般型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業

4. 事業開始年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

（申請者） 様

千曲市長

乳児等通園支援事業認可不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記の理由により不承認としたので、通知します。

記

認可しない理由：

教示事項

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千曲市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は千曲市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書
兼 特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メール：
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援を 受けている児童に対す る措置	
廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

第 号
年 月 日

（申請者） 様

千曲市長

乳児等通園支援事業認可廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、承認したので通知します。

記

1. 事業所の名称

2. 事業所の所在地

3. 乳児等通園支援事業の区分

一般型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業

4. 廃止予定日または休止予定期間

（廃止期日） 年 月 日

（休止期間） 年 月 日から 年 月 日まで

5. 指示事項

乳児等通園支援事業者認可変更届出書

年 月 日

（宛先）千曲市長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項または第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話 :
	メール :

2. 変更事項（該当するものに○をつけてください）

	事業所の名称
	事業所の種類
	事業所の位置（所在地）
	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約
	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
	事業の運営についての重要事項に関する規程
	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

4. 添付書類 別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

（申請者） 様

千曲市長

乳児等通園支援事業認可取消等決定通知書

乳児等通園支援事業の認可（取消し・制限・停止）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 事業所の名称
2. 事業所の所在地
3. 乳児等通園支援事業の区分
 - 一般型乳児等通園支援事業
 - 余裕活用型乳児等通園支援事業
4. 処分内容及び理由

教示事項

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千曲市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定を知った日から3月以内であっても、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は千曲市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。